

経 済 要 録

国 内

◆公定歩合の引下げ

日本銀行は、7月1日、公定歩合を0.5%引下げることを決定し、即日実施した。新基準割引歩合および基準貸付利子歩合は次のとおり。

(単位 年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	5.5	6.0
その他のものを担保とする貸付利子歩合	5.75	6.25

◆7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）の共同声明について

主要先進7か国（日本、米国、ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ）の大蔵大臣および中央銀行総裁は、6月23日、ロンドンにおいて、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月の会合以来の各国経済の動向を含む世界経済の状況と見通しについて検討を行った。彼らは、世界経済の回復を示す兆候が強まりつつあることに満足の意を持って留意した。彼らは、物価安定を伴った世界経済の持続的成長は、世界経済が直面している歴史的な挑戦と機会に対処するうえで極めて重要であることに合意した。彼らは、更に、このような戦略を中期的な観点から追求することが、こうした挑戦に応じるための最善の方法であることに合意し、これとの関係で、経済政策協調への支持を再確認した。
2. 大臣および総裁は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する財政・金融政策の重要性を強調した。彼らは、採

られるべきアプローチは各国の状況の相違を反映する必要があることを認識した。彼らは、景気後退にある国々において、経済の回復とインフレの低下が見込まれる兆候があることに留意した。他のいくつかの国では成長が減速している一方で、他の国、特にドイツと日本においては経済活動はプラスの貢献を続けている。彼らはまた、いくつかのG7諸国およびその他の国においてとられた金利の引下げを歓迎した。彼らは、金融政策は、各国の状況の相違に応じて、物価安定を伴った持続的な成長のための諸条件を提供すべきであると信じた。

3. 大臣および総裁は、貯蓄の増強を目的とする政策の重要性を強調した。大臣および総裁は、G7のいくつかの国において、巨額の財政赤字を大幅に削減し金利低下の諸条件を改善するために重要な予算上の措置がとられたことに留意した。財政赤字削減を引続き進めていくことは、国民貯蓄増強のために極めて重要である。こうした努力は、特に貯蓄率が低い国において、民間貯蓄の阻害を減少させるための措置によって補強されるべきである。
4. 大臣および総裁は、また、最近の国際金融市場の動向について検討を行い、秩序ある市場の必要を考慮し、必要な場合には為替市場における適切な協調行動を通じ、緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。
5. 大臣および総裁は、世界貿易の持続的な拡大は、経済の構造改革を行っている世界中の国々にとっても成長の重要な原動力であることに留意した。この点に関し、彼らは、ウルグアイ・ラウンドの迅速かつ成功裡の終結に最も高い優先度を与えた。東欧諸国およびソ連が直面している特に困難な状況に照らし、これらの国における貿易の見通しを

改善する措置を考慮すべきである。

6. 大臣および総裁は、東欧諸国における改革努力を歓迎した。彼らは、ソ連における経済状況に留意し、継続的な経済改革が必要であることに留意した。これらの国々が移行と根本的改革のプロセスにおいて成功することは、これらの国々にとっても、また世界経済の成長にとっても有益である。

7. 大臣および総裁は、また、G7諸国において経済効率を高めるための措置をとることは世界経済の回復と物価安定に対し重要な刺激となるであろうことを強調した。そのような措置はまた、それぞれ独自の改革を実施している改革中の諸国に力強くかつ明確なシグナルを送りうるであろう。彼らは、各国経済の機能改善のため、諸規制および構造政策の見直しを行うことの必要性につき合意した。

◆「有価証券の取引一任勘定取引について」の大蔵省通達について

大蔵省は、7月8日、「有価証券の取引一任勘定取引について」の通達を日本証券業協会会長あてに発出した。同通達では、証券会社の営業姿勢の一層の適正化を図る観点から、売買の別、銘柄、数および価格のすべてを顧客から一任された証券会社が自己の計算において行う取引一任勘定取引を禁止するとともに、一部を一任された取引についても、原則として禁止することを提言している。

なお通達では同時に、証券会社の営業姿勢の適正化等について、証券会社検査等を通じて指導を強化するとともに、証券取引法について必要な規定の整備を検討していく考えであると述べている。

◆産業金融と企業組織に関する研究会報告書について

通商産業省産業政策局長の私的諮問機関である『産業金融と企業組織に関する研究会』（前田重行座長）は、6月12日、我が国におけるM&A制度の在り方等についての報告書をまとめた。同報告書では、我が国におけるM&Aが市場原理に則って適切に実行されるべきとしたうえで、M&Aの①透明

性確保のための方策、②機動性確保のための方策、③公正さ確保のための方策、④買収対象企業の主体的対応のための方策についてそれぞれ検討を行ったほか、⑤M&Aに伴う弊害防止のための課題についても考察を行っている。本報告書の構成は、以下のとおり。

はじめに

1. M&Aを取り巻く環境の変化
2. 我が国におけるM&Aの在り方
3. 健全なM&Aが行われるための環境整備
4. M&Aに伴う弊害防止のための課題

◆「法制審議会商法部会社債法小委員会における社債関連法改正の検討状況」について

法制審議会商法部会社債法小委員会は、6月23日、社債関連法改正の検討状況についての中間報告を発表した。同報告では、社債発行限度の撤廃（商法297条の削除、社債発行限度暫定措置法の廃止等）と、無担保社債の発行時に、原則として「社債管理の受託会社」を強制的に設置する方針を明らかにしている。

同報告の構成は、以下のとおり。

- 第一 社債発行限度
- 第二 受託会社制度等
 - 一 無担保社債
 - 1 社債管理の受託会社の設置
 - 2 社債管理の受託会社の権限
 - 3 社債管理の受託会社の義務
 - 4 利益相反
 - 5 社債管理の受託会社の資格
 - 二 担保付社債
 - 1 担保付社債の受託会社の権限
 - 2 第三者の担保提供
 - 3 無担保社債のための物上担保の設定
 - 4 物上担保の対象
 - 5 発行条件の公示
 - 6 債券の代理発行
 - 7 利益相反
 - 三 社債の総額引受

◆東京金融先物取引所のユーロ円金利先物オプション
上場について

東京金融先物取引所は、7月8日、ユーロ円金利先物オプションを上場した。これは、ユーロ円金利先物を特定の価格で売買できる権利を取引するもので、同商品の上場は、市場参加者のヘッジ・ディーリング等、金融取引の手法を一層多様化させるもの。取引制度の概要は以下のとおり。

取引対象	ユーロ円金先のコールとプット
限月	3、6、9、12月のうち直近3限月 (最終取引日は金先と同一日)
権利行使関連	<ul style="list-style-type: none"> ・権利行使タイプ……アメリカン・タイプ (最終取引日まで毎日権利行使が可能、ただし顧客は16:30、銀行等は17:00までに申告) ・行使価格刻み……0.25 ・行使価格設定……中心価格とその上下4つずつ (計9個)
取引単位	ユーロ円金先の1単位 (1億円)
呼び値	0.01刻み、値幅制限なし
取引時間	9:00～12:00、13:30～15:30

◆現行金利一覧

(3年7月17日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	5.5	3. 7. 1	(6.0)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	5.75	3. 7. 1	(6.25)
短期プライムレート	7.625	3. 7.16	(7.875)
長期プライムレート	7.9	3. 7. 1	(7.7)
住宅ローン金利			
・固定金利型	7.68	3. 4. 1	(7.86)
・変動金利型	7.5	3. 4. 1	(7.8)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	7.9	3. 7. 1	(7.7)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	7.9	3. 7. 1	(7.7)
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17	(5.4)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	5.0	1. 7.28	(4.75)
(期間5年～7年)	5.5	2. 2.27	(5.35)
(期間7年以上)	6.7	3. 7.17	(6.6)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)			
・定期預金			
3か月	4.08	2. 9.17	(3.63)
6か月	5.33	2. 9.17	(4.88)
1年	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年	6.33	2. 9.17	(5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17	(3.5)
・普通預金	2.08	2. 9.17	(1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17	(1.88)
郵便貯金金利			
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17	(4.63)
・積立貯金 (1年)	4.20	2. 9.17	(3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17	(3.0)
・定期貯金 (1年)	6.08	2. 9.17	(5.63)
信託配当率			
・指定金銭信託合同運用口 (a)			
1年以上のもの	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17	(5.93)
5年以上のもの	6.9	3. 7. 6	(6.7)
・貸付信託 (b)			
2年のもの	6.53	2. 9.21	(6.08)
5年のもの	7.02	3. 7. 6	(6.82)

(注) 1.市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

2.信託配当率は各行自主決定金利。

(a)既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

(b)実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

(3年7月17日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回 (%)	<7月債> <u>6.686</u>	<6月債> 6.488
	表面利率 (%)	<u>6.7</u>	6.5
	発行価格 (円)	<u>100.08</u>	100.07
割引国債 (5年)	応募者利回 (%)	<7月債> <u>7.015</u>	<5月債> 6.865
	同税引後 (%)	<u>5.524</u>	5.411
	発行価格 (円)	<u>71.25</u>	71.75
政府短期証券 (60日)	応募者利回 (%)	<7月8日発行分～> <u>5.423</u>	<9月10日発行分～> 5.550
	割引率 (%)	<u>5.375</u>	5.500
	発行価格 (円)	<u>99.1164</u>	99.0959
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%)	<7月債> <u>6.842</u>	<6月債> 6.700
	表面利率 (%)	<u>6.8</u>	6.7
	発行価格 (円)	<u>99.75</u>	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%)	<7月債> <u>6.884</u>	<6月債> 6.741
	表面利率 (%)	<u>6.8</u>	6.7
	発行価格 (円)	<u>99.50</u>	99.75
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%)	<7月債> <u>6.900</u>	<4月債> 6.700
	表面利率 (%)	<u>6.9</u>	6.7
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%)	<7月債> <u>7.000</u>	<4月債> 6.800
	表面利率 (%)	<u>7.0</u>	6.8
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回 (%)	<7月債> 6.213	<6月債> 6.213
	同税引後 (%)	5.042	5.042
	割引率 (%)	5.83	5.83
	発行価格 (円)	<u>94.12</u>	94.15

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

海 外

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、5/14日開催の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、7月5日、5月14日に開催された同委員会において採択された金融調節方針に関する議事録を公表した。その主な内容は次のとおり。

1. 足元の経済動向

景気動向は、まだ模様が続いているものの、総じては底固めの段階に入ったと指摘。すなわち、小売・設備投資が低迷を続けている反面、住宅投資は持直し。一方、生産が耐久財を中心に堅調に推移しているほか、雇用も引続き減少傾向をたどっているものの減少幅は縮小。この間物価は、原油価格の低下を主因に騰勢鈍化。

なお、景気低迷の持続、インフレ懸念の後退等を勘案し、4月30日に公定歩合を引下げる（6.0%→5.5%）と同時に、FFレートの部分的な追随（6.0%→5.75%）を容認。

2. 先行きの景気、インフレに対する見方

景気は底入れの段階に近付いており、夏までには景気回復が軌道に乗るものと予想。もっとも、空室率の上昇に伴う建設投資の不振、純輸出の伸

び悩み、信用アベリビリティの不足、連邦・地方政府の財政難等により、回復のテンポは戦後の他の景気回復局面と比べて、緩やかなものととどまると予想。この間、物価上昇率については、労働市場・財市場の引緩みを背景に、先行き騰勢が鈍化する見込み。

3. 政策判断に関するFOMCの見解

当面の金融調節スタンスについては、全メンバーが、先行きの物価・景気動向、マネーサプライの動向等によっては変更の可能性があるとしつつも、中立的な金融調節を支持。

すなわち、現時点での一段の緩和の可能性については、これが景気回復過程においてむしろ名目長期金利の上昇につながりかねないだけに、現在は既往の金融緩和政策の効果を注視する段階にあると指摘。

なお、マネーサプライ増加率の短期目標（91/3月→6月）については、前回FOMC（91/3月→6月）に比べて以下のように変更された（ただし、1991年目標は前回と同じくM₂：2.5～6.5%、M₃：1.0～5.0%）。

(年率)	前回	→	今回
M ₂ (%)	5.5		4.0
M ₃ (%)	3.5		2.0

米国連邦公開市場委員会（FOMC）における政策決定の推移

	開催日	マネーサプライ短期目標			FFレート 許容範囲 (%)	基本方針	政策スタンス変更の余地	
		期間	M ₁ (%)	M ₂ (%)				M ₃ (%)
90年	5/15	3～6月	—	4.0	3.0	6.0～10.0	現状維持	中立
	7/2～3	6～9月	—	3.0	1.0	6.0～10.0	現状維持	緩和方向
	8/21	6～9月	—	4.0	2.5	6.0～10.0	現状維持	緩和方向
	10/2	9～12月	—	4.0	2.0	6.0～10.0	現状維持	緩和方向
	11/13	9～12月	—	1.0 ～2.0	1.0 ～2.0	設定せず	わずかながら緩め	緩和方向
	12/18	11～3月	—	4.0	1.0	設定せず	わずかながら緩め	緩和方向
91年	2/5～6	12～3月	—	3.5 ～4.0	3.5 ～4.0	設定せず	わずかながら緩め	緩和方向
	3/26	3～6月	—	5.5	3.5	設定せず	現状維持	中立
	5/14	3～6月	—	4.0	2.0	設定せず	現状維持	中立

◆米国の対外資産・負債残高ポジション（90年末）

米国商務省は、7月2日、米国の90年末における対外資産・負債残高（注）を発表した。これをみると、資産（18,801億ドル）が「対外直接投資」の評価減（株価調整分△1,428億ドル）を中心に84年末以来6年ぶりに前年割れ（△641億ドル）となった一方、負債（22,407億ドル）は「外国政府保有の公的準備資産」や「海外からの社債等投資」の増加等から小幅ながら前年末を上回った（+288億ドル）。この結果、米国の対外ネット・ポジションは87年末以来4年連続で負債超となり、負債超幅（△3,606億ドル、前年末比△929億ドル）は昨年に続き既往ピークを更新し、対名目GNP比率でみても△6.6%と既往最高を記録した（第1、2表）。

（注）今回の対外資産・負債残高統計のうち「対外・対内直接投資」および「米国政府保有の金準備資産」については、従来とは異なる評価方法が採用されている。すなわち、米国商務省では、上記項目について、前回（89年末）までは残高の再評価を実施しない簿価ベース（historical-cost ベース）で計上してきたが、今回から現在価格で再評価する時価ベースに切替えた（時価ベース計数は89、90年末についてのみ公表）。なお、「対外・対内直接投資」については以下の2とおりの時価ベース統計が発表されたが、ここでは、再評価の対象範囲のより広いmarket-valueベースを使用。

① current-costベース

「対外・対内直接投資」における有形資産（工場、機械・設備、在庫等）について現在の物価を基に再評価したもの。

② market-valueベース

「対外・対内直接投資」のすべての資産（上記有形資産に無形資産<特許権、商標権、のれん代等>を加えたもの）を現在の株価を基に再評価したもの。

（第1表） 米国の対外資産・負債残高ポジションの動向（market-valueベース）

（単位 億ドル）

	1989年末 残 高	90 年 末 残 高	89年末比 増 減 額	新規資本 流 出 入 分	為 替 分 調 整 分	株 価 等 調 整 分
対外資産・負債残高ポジション	△ 2,677	△ 3,606	△ 929	△ 286	364	△ 987
対 外 資 産	19,442	18,801	△ 641	577	411	△ 1,608
政府部門	2,529	2,559	30	△ 8	65	△ 28
公的準備資産	1,687	1,747	60	22	66	△ 28
その他の政府保有資産	842	812	△ 30	△ 30	0	—
民間部門	16,913	16,242	△ 671	585	345	△ 1,580
対外直接投資	8,077	7,141	△ 936	334	158	△ 1,428
対外証券投資	1,903	2,223	321	285	188	△ 152
債券	985	1,291	305	216	92	△ 2
株式	917	933	15	69	96	△ 150
商業銀行の債権	6,617	6,543	△ 74	△ 53	—	—
その他の債権	316	335	19	19	—	—
対 外 負 債	22,119	22,407	288	863	47	△ 621
政府部門（外国政府保有の公的準備資産）	3,373	3,696	323	324	—	△ 1
民間部門	18,747	18,711	△ 36	539	47	△ 620
対内直接投資	5,335	5,304	△ 31	372	—	△ 403
対内証券投資	6,236	6,095	△ 141	29	47	△ 217
財務省証券	1,345	1,344	△ 1	11	—	△ 12
社債等	2,285	2,440	154	163	47	△ 56
株式	2,606	2,312	△ 294	△ 145	—	△ 149
商業銀行の債務	6,771	6,870	99	100	—	—
その他の債務	404	441	37	38	—	—

（注）新規資本流出入分については、資産の場合、+が流出を、△が流入を表わし、逆に負債の場合、+が流入を、△が流出を表わす。表中の—は、評価替えが不要ないしなされないもの。例えば、対外負債のうち財務省証券、株式はドル建てのため為替変動の影響を受けない。

(第2表)

米国の対外資産・負債残高の推移

(単位 億ドル、%)

	ポジション (market-valueベース)		ポジションの 対名目GNP比率	(参考) ポジション		
	(資産)	(負債)		(current-costベース)	(historical-costベース)	
1982年末	9,548	6,964	2,584	8.2	3,639	1,367
83	10,289	8,049	2,240	6.6	2,848	890
84	10,222	9,112	1,110	2.9	1,639	△ 22
85	11,747	11,103	644	1.6	642	△ 1,172
86	14,244	14,098	146	0.3	△ 742	△ 2,737
87	15,558	16,048	△ 490	△ 1.1	△ 1,416	△ 3,781
88	17,045	18,654	△ 1,609	△ 3.3	△ 3,239	△ 5,311
89	19,442	22,119	△ 2,677	△ 5.1	△ 4,397	△ 6,637
90	18,801	22,407	△ 3,606	△ 6.6	△ 4,122	—

(注) 表中の—は、計数が未公表。

◆ドイツ連邦議会、議会・政府所在地のベルリン移転を決定

両独統一後におけるドイツの議会および政府所在地については、「ドイツ統一条約（いわゆる第2国家条約）」の中で「両独統一後に決定される」（第2条）ことが定められているが、これにつき連邦議会（下院）は6月20日、ベルリン支持338票対ボン支持320票の採決をもって連邦議会・政府所在地をベルリンとすることを決定した（「首都」については、上記条約において、両独統一と同時にボンからベルリンに変更することが規定されているため、既に90年10月3日よりベルリンとなっている）。

同決定の骨子は以下のとおり。

1. ドイツ連邦議会の所在地はベルリンとする。
2. ドイツ政府は91年末までに具体的な議会移転計画を作成し、連邦議会やその委員会等のためのスペース確保を早期に行う。4年以内には議会がベルリンで機能し始め、また、遅くとも10～12年後までにベルリンが議会・政府所在地としての完全な機能を発揮することとする。
3. 連邦議会は、連邦政府の主要部分がベルリンに移転することによってベルリンでのプレゼンスを確保することを期待する。各種政府機関の配置については、連邦議会議長が各機関代表等からなる委員会を組成し、同委員会の報告を受けて、連邦議会が92年6月末までに決定を行う。
4. 連邦議会は連邦参議院に対し、その連邦主義的性格にかんがみ、ボンに残留することを勧告する。

なお、連邦参議院は、7月5日、当面は現在地のボンにとどまることを決定した。

◆ドイツ、増税法成立

ドイツ連邦議会（下院）および連邦参議院（上院）は、各々6月19日と21日、増税法（総額91年177億マルク、92年281億マルク）を可決した。同法案は、当初5月14日の連邦議会でいったん可決された後、6月7日、野党（社会民主党、SPD）が多数を占める連邦参議院で否決されたため、連邦議会と連邦参議院のメンバーから成る両院協議会での調整交渉により修正されたものである。修正の内容を見ると、92年以降に関するものが主体であり（91年連邦予算<6月7日連邦議会で可決・成立済み>との関連では大きな変更点はない）その骨子は以下のとおり。

法人資産税・営業税を、93年より東独地域に導入する（当初案では、東独地域に対しては、かかる税を不適用）。

- ・法人所得税額の7.5%割増（7月1日から1年間）。
- ・石油税の引上げ（0.2～0.3マルク/ℓ、7月から恒久増税。これにより年間約400億マルクの石油税収入が見込まれるが、このうち、92年には15億マルクを、93年以降は30億マルクを各州に交付し、公共輸送網建設費用に充当する）。
- ・保険税率引上げ（7%→10%）。
- ・たばこ税引上げ（92年より）。

◆コメコン、解体議定書に調印

ソ連・東欧諸国等で構成される経済相互援助会議（コメコン）の総会が、6月28日、ブダペストで開催され、組織の解体を定めた議定書に調印した。この結果、コメコンは、調印90日後の9月末に自動的に解体する。解体に伴う残務処理については、①コメコンの資産（モスクワの本部ビル等）の分配については清算委員会を新設し協議する、②既存の振替ループル建て債権債務の処理は二国間交渉にゆだねること等が決定され、コメコンに代わる新しい組織結成の合意はなかった。

コメコンは1949年、マーシャル・プランに対抗する目的で結成された東側の経済協力機構で、解体議定書調印時の加盟国は、ソ連、ポーランド、チェコ・スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、キューバ、ベトナム、モンゴルの9か国。

◆ワルシャワ条約機構（WTO）、解体議定書に調印

ワルシャワ条約機構の政治諮問委員会（首脳会議）が、7月1日、プラハで開催され、組織・活動の全面停止を定めた議定書に調印した（年内に発効予定）。

同条約機構は1955年、NATOに対抗して結成された軍事同盟であるが、本年3月から、軍事機構としての機能が事実上停止されていた。解体議定書調印時の加盟国は、ソ連、ポーランド、チェコ・スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアの6か国。

◆台湾、民間商業銀行15行の新設を認可

台湾財政部（日本の大蔵省に相当）は、6月26日、民間商業銀行15行の新設を認可した（来年早々にも営業開始の予定）。これは、89年7月の銀行法改正に基づくもので台湾当局が最近推進している金融自由化の一環であり、財政部では本措置について「新設銀行が金融業の一段の効率化に資することを期待する」旨表明している。なお、台湾の既存国内銀行数は、24行（うち公営13行）で、国内銀行の新設は20年ぶり。

◆香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は、7月1日、銀行預金金利の1.0%引下げを実施。これを受けて英系主力2行（香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行）は、同日

よりプライムレートを1.0%引下げた。

今回の措置について、政庁では「住宅用不動産の投機的動きを抑制する目的がある程度達成されたため」（ネンディック金融局長）とのコメントを発表しているが、市場筋では消費者物価上昇率が引続き2桁台の推移を続けていることや、前回引上げ（5/27日）からわずか1か月しか経過していないことを眺め政策真意を図りかねている模様。

香港の預貸金金利の推移

（単位 年%）

		旧金利 (5月27日変更)	新金利 (7月1日以降)
普通預金		6.00	5.00
定期預金	1か月	6.75	5.75
	3か月	7.25	6.25
	6か月	7.50	6.50
	1年	8.25	7.25
プライムレート		10.50	9.50

◆シンガポール、預貸金金利を引上げ

シンガポールの4大商業銀行は、6月下旬、プライムレートの0.5%引上げを実施した（旧7.00%→新7.50%）。今回の措置は、インターバンク金利の上昇（6/26日、3か月物6%＜前月5.25%＞）を背景として実施されたもので、金利引上げは昨年8月以来約10か月ぶり。

4大商業銀行の実施日は次のとおり

ユニテッド・オーバーシーズ銀行	6月21日
シンガポール・デベロップメント銀行	6月27日
オーバーシー・チャイニーズ銀行	6月27日
オーバーシーズ・ユニオン銀行	6月27日